

長門市告示第 146 号

長門市飲料用井戸等利用者支援給付金支給要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 30 日

長門市長 江 原 達 也

長門市飲料用井戸等利用者支援給付金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、物価高騰の影響を受ける市民及び事業者の経済的負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道料金支援事業の対象とならない者に対し、飲料用井戸等利用者支援給付金（以下「給付金」という。）を支給する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲料用井戸等 上水道事業（市上下水道局との給水契約に基づく給水をいう。）以外の方法により供給される飲用に供する水（井戸水、沢水、湧水等をいう。）及びその供給設備をいう。
- (2) 基準日 令和 8 年 9 月 1 日をいう。

(支給対象者)

第 3 条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主又は事業者とする。ただし、国又は地方公共団体は除く。

- (1) 基準日において本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、主たる飲用水として飲料用井戸等を利用している世帯
- (2) 基準日において市内に事業所を有し事業を営む個人事業者又は法人であって、当該事業所において飲料用井戸等を利用しており、かつ、原則として、その事業実態を本市の市税情報等の公簿により確認できるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、支給の対象としない。

- (1) 支給対象者又はその者と同一の世帯に属する者が、市上下水道局と給水契約を締結している場合
- (2) 同一の住居（家屋）に居住する他の世帯が市上下水道局と給水契約を締結している場合
- (3) 支給対象者又はその者と同一の世帯に属する者が、既にこの告示に基づく給付金の支給を受けている場合

(給付金の額)

第 4 条 給付金は、1 世帯又は 1 事業所に対し、1 回に限り 3,000 円を支給するものとする。

る。

(申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする支給対象者は、別に定める期間内に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号で定める申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項第1号に規定する者 飲料用井戸等利用者支援給付金(世帯分)支給申請書兼請求書(別記様式第1号)

(2) 第3条第1項第2号に規定する者 飲料用井戸等利用者支援給付金(事業所分)支給申請書兼請求書(別記様式第2号)

2 支給対象者は、支給対象の事業所が複数ある場合は、支給対象の事業所ごとに前項第2号の申請書兼請求書を提出しなければならない。

3 申請書には、申請内容が真実であること及び偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた場合は、給付金の返還等に応じることを誓約する旨が記載されていなければならない。

(支給の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定する。この場合において、市長は、支給資格の確認のため、公簿等により必要な情報を確認することができる。

2 市長は、前項の審査の結果、給付金を支給することを決定したときは、飲料用井戸等利用者支援給付金支給決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知し、速やかに申請書に記載された指定の口座に給付金を振り込むものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、給付金を支給しないことを決定したときは、飲料用井戸等利用者支援給付金不支給決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請受付期間)

第7条 給付金の申請受付期間は、令和8年9月1日から令和8年12月27日までとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 前条に規定する申請受付期間までに申請が行われなかった場合、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条第2項の規定に基づき支給手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により完了できず、かつ、申請受付期間の末日から起算して3箇月を経過する日までに申請者と連絡が取れない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

2 前項の規定による返還を求められた者が、市長が定める期限までに返還しなかったと

きは、市長は、その者の氏名、不正の内容等を公表することができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年9月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別記様式第1号(第5条関係)

飲料用井戸等利用者支援給付金(世帯分)支給申請書兼請求書

[別紙参照]

別記様式第2号(第5条関係)

飲料用井戸等利用者支援給付金(事業所分)支給申請書兼請求書

[別紙参照]

別記様式第3号(第6条関係)

飲料用井戸等利用者支援給付金支給決定通知書

[別紙参照]

別記様式第4号(第6条関係)

飲料用井戸等利用者支援給付金不支給決定通知書

[別紙参照]